

真のタックスペイヤーをめざす

UENO



(公財)東京動物園協会



NO.483



公益社団法人
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

平成30年度 税制改正大綱 中小企業向け租税特別措置の延長と 事業承継税制が拡充される！

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成29年12月22日に平成30年度税制改正大綱を閣議決定しました。

デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が盛り込まれました。

法人税関係

■所得拡大促進税制の改正

改正後の所得拡大促進税制は、青色申告書を提出する法人の平成30年4月1日から平成33年3月31日までに開始する各事業年度に適用されます。中小企業者について、前年度比1.5%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の15%の税額控除を受けることができます。増加割合が2.5%以上である場合など一定の要件を満たす場合は、給与等の増加額の25%まで控除税額が増加します。

■交際費等の取扱い

交際費等の損金不算入制度については、適用期限が2年延長されます。1人当たり5,000円以下の接待飲食費にかかる損金算入の特例、中小法人に係る800万円までの損金算入の特例についても2年延長されます。

■少額減価償却資産の特例

中小企業等に認められている少額減価償却資産の特例について2年延長されます。従来通り取得価額30万円未満の減価償却資産について、年間で300万円までは損金算入が可能です。

相続税関係

■事業承継税制の特例

現行の事業承継税制は、事業承継に係る株式の評価額の80%に対する相続税が納税猶予され、次の承継人へバトンタッチすれば免除される仕組みです。今回の改正では、株式の評価額の全部に対する相続税あるいは贈与税が納税猶予されるほか、猶予対象の

株式の制限(総株式数の2/3)が撤廃されることになりました。優良な会社の株式の評価については20%でも税負担が決して軽いので、全額について納税猶予できることは画期的です。平成25年度税制改正で、雇用継続要件が瞬間の数字ではなく平均で評価されるなど、従来のリスクの大部分が解消されていたので、当面の税負担が生じなくなることで、ますます使いやすくなります。なお、改正後の事業承継税制を利用する場合は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに、特例承継計画を都道府県に提出して、認定を受ける必要があります。

■一般社団法人等に対する相続税

一般社団法人や一般財団法人は、出資者がいないのが特徴で、その持分を保有する者がいないため、一般社団法人等が保有する財産には、相続税がかからないという問題点がありました。平成30年度税制改正では、特定の一般社団法人等の役員が死亡した場合に、その一般社団法人等の純資産を同族役員の数で除して計算した金額を、遺贈により取得したものとして、その特定一般社団法人等に相続税を課税することになりました。平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用されます。ただし、平成30年3月までに設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税に適用されます。

■一般社団法人等に対する贈与等

個人から一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合に、贈与税等の負担が不当に減少する結果と認められる場合に、贈与税が課税されることについて明確化されます。平成30年4月1日以後の贈与又は遺贈

に係る贈与税又は相続税に適用されます。

■小規模宅地等の適用の厳格化

持ち家に居住していない者に対する特定居住用宅地等の特例について、①3年以内に、3親等以内の親族や特別の関係のある法人が所有する家屋に居住したことがある者、②相続開始時において居住していた家屋を過去に所有していた場合は、適用できなくなります。

貸付事業用宅地等の範囲から、3年以内に貸付け事業の用に供されていた宅地等が除外されます。平成30年4月1日以後の相続又は遺贈から適用されます。

所得税関係

■給与所得控除の縮小

給与所得控除については、一律10万円引き下げ、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入額を850万円とし、その上限額が195万円に引き下げられます。

■公的年金等控除の縮小

公的年金等控除については、一律10万円引き下げ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、上限額が195万5千円となります。さらに、それ以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合は、上記控除額を10万円引き下げ、それ以外の合計所得金額が2,000万円を超える場合は、上記控除額が20万円引き下げられます。

■基礎控除の改正

基礎控除については、一律10万円引き上げられます。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える個人については、控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人は、基礎控除が適用されないことになります。

■青色申告特別控除の改正

正規の簿記の原則に従って記録している者に対する青色申告特別控除が現行の65万円から55万円に引き下げられます。ただし、電子申告を行っている場合等には、青色申告特別控除は65万円となります。これらの所得税の改正は、平成32年分の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。

消費税関係

■輸出物品販売場制度の見直し

免税販売手続きについて、電子化されま

す。従来の購入記録票の貼付、割り印などの事務手続きが不要になり、大幅に緩和されます。平成32年4月1日以後の販売分からの適用になります。

■簡易課税の業種区分の変更

農林水産業のうち、軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業は第2種事業となります。平成31年10月1日を含む課税期間から適用されます。

その他

■森林環境税(仮称)の創設

平成36年度より、国内に住所を有する個人に対して年額1,000円を、個人住民税と合わせて徴収されます。

■国際観光客税(仮称)の創設

国外へ観光で出国する際に、出国1回につき1,000円が課税されます。平成31年1月7日以後の出国に適用されます。

■たばこ税の見直し

国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引き上げ。平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施されます。また、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直されます。

■国税のコンビニ納付

国税のコンビニ納付について、自宅でQRコードを出力することにより行うことができますようになります。平成31年1月4日以後の納付から適用可能です。

■大法人に対する電子申告の義務化

大法人の法人税及び地方法人税の申告については、電子申告によることが義務付けられます。添付書類についても、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等による提出が義務付けられます。平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

平成29年度 税制改正の概要とポイント

〈税制セミナー〉

【日 時】平成29年11月2日(木) 14:00～16:00

【会 場】朝日信用金庫西町ビル7階

【講 師】東京上野税務署 個人課税第1部門 金澤 友彦 上席国税調査官
資産課税部門 増田 大造 上席国税調査官
法人課税第1部門 小堀 博司 上席国税調査官

本セミナーは毎年定期的に開講しており、今回は、「所得税関係の平成29年度税制改正のあらまし」、「贈与税及び相続税のあらまし」、「法人税及び消費税関係を中心とした平成29年度税制改正のあらまし」の三部構成で開催しました。所得税については、東京上野税務署個人課税第1部門・金澤上席国税調査官に講師を担当いただき、贈与税・相続税は同署資産課税部門・増田上席国税調査官に担当いただき、最後の法人税・消費税関係は同署法人課税第1部門・小堀上席国税調査官に担当いただきました。タイムリーなテーマということもあり、終了後には個別で質問される方もいらっしゃいました。三人の上席国税調査官にはお忙しい中ありがとうございました。



法人税・消費税申告書の書き方

基礎知識を学び法人税・消費税の申告書作成まで

日 時 平成29年11月22日(水) 9:30～16:30

会 場 朝日信用金庫西町ビル7階

今年も例年行っている1日税務セミナーで「法人税・消費税申告書の書き方」講座を開催しました。講師には、東京上野税務署・法人課税第1部門小堀上席国税調査官にご担当いただきました。講義内容は、企業の経理責任者の方などを対象に、法人税申告書を作成する際の基礎知識を学び、演習問題形式で各明細書の作成を実際に行いました。また、消費税申告書の作成と解説も行っていただきました。参加者間で経験・知識面で差はみられましたが、9時30分から16時30分という長丁場のなかで参加者の皆さんは最後まで真剣に耳を傾けていました。お疲れ様でございました。お一人で講義を担当された小堀上席国税調査官もたいへんお疲れ様でございました。皆さんの実務にお役に立てることが出来れば幸いです。



講 師

東京上野税務署
法人課税第1部門
小堀 博司
上席国税調査官



今更聞けない**決算書**の見方、教えます！

基礎から分かる！

決算書の授業

【日 時】平成29年12月13日(水) 13:30～16:00

【会 場】朝日信用金庫西町ビル7階



講 師

アルト経営パートナー株式会社代表取締役
中小企業診断士

加藤 敦子氏

今回の講師はアルト経営パートナー株式会社代表取締役の加藤敦子氏をお招きしました。先生は9年間の国立小学校教師の経験を生かし、中小企業診断士登録後は、後継者育成支援、創業相談を通し、中小企業や起業家をサポートされています。「決算書は会社の通信簿」とよく言われます。本セミナーは、経営の教師による、会社の通信簿の読み方を丁寧に解説いただきました。決算書は1年を通じた事業活動の成果を確認でき、次への課題を見出すことのできる大変有用なものです。たくさんの数字が出てくるので一見複雑に見えますが、見るべきポイントを押えればそれほど難しいものではありません。簡単に決算書を読みこなす方法や数字から見えてくる課題と改善点など、わかりやすく講義いただき、受講者の皆さんからも、とても高い評価をいただきました。



〈管理セミナー〉

担当者必聴！なぜクレームが発生するのか？

クレーム対応術

日 時 平成30年2月15日(木) 14:00～16:00

会 場 朝日信用金庫西町ビル7階

クレームや苦情は必ず発生するものです。しかし、その対応次第で、その後の状況が全く違ってきます。取引自体を失うか、反対にこれをきっかけにリピーターに変身していくかは大きく違ってきます。クレーム対応は、企業が成長していく中でとても重要な対策であります。一方で、対応・対策部署の方々にはストレスの増大、モチベーションの低下という弊害ももたらします。本セミナーでは、クレーム対応の失敗事例から顧客の心理状態とその構造を理解し、その上で、迅速且つ理想的な対応術を身につけるよう講義が進みました。講師であるオフィスにしむら代表の西村秀幸氏は、大手カー用品フランチャイズチェーンに入社後、営業・広報課長を歴任し、平成11年に「オフィスにしむら」を創業されました。実務経験を活かした、そして事例を織り交ぜたセミナーで、受講者の皆さんは熱心に講義を聴講していました。



講 師

オフィスにしむら 代表
西村 秀幸氏





新春散歩

～ガイドと巡る～

小石川七福神めぐり



☆午前 10:00 茗荷谷駅をスタート



ガイドの高橋さん(左)と幸田さん(右)
今回もありがとうございました!

今年の新春散歩は、小石川七福神めぐりを開催しました。この周辺は、小石川植物園や後樂園に代表される江戸時代からの名勝や史跡、寺院が点在し、多くの文豪にゆかりのある風情たどる地域です。当日はお天気も良く、30名近くのご参加を頂き、2グループに分かれてそれぞれガイドさんの解説を聞きながら、七福神ゆかりの寺院をゆっくりと巡りました。途中、徳川将軍家菩提寺の傳通院に立ち寄り、家康の母・於大の方や孫娘・千姫の墓所なども見学しました。また、商店街の中にある源覚寺は、「こんにゃくえんま」の名で親しまれており、多くの人で賑わっていました。江戸時代からの歴史と伝統を感じる佇まいの中に人々の活気も感じられ、新年にふさわしい楽しい散歩となりました。

平成30年

1月13日(土)

10:00～



①深光寺(恵比寿天)



②徳雲寺(弁財天)



③極楽水(弁財天)



④宗慶寺(寿老人)



⑤真珠院(布袋尊)



⑥福聚院(大黒天)



⑦源覚寺(毘沙門天)



<傳通院にて記念撮影>



⑧東京ドーム(福祿寿)

12:30頃解散となりました。
参加者の皆様、お疲れ様でした!

支部・地区だより

竹町支部

【竹町地区コミュニティ祭】(麻生支部長)



平成 29 年 10 月 29 日(日)茨城県笠間市周辺
笠間焼き体験、那珂湊で買
物や食事等を楽しみました。

竹町支部

竹町中地区(新井地区長)

【防災訓練】



平成 29 年 10 月 28 日(土)竹友会館
首都直下型地震への備え等につ
いて講習会を開催しました。

【初午まつり・もちつき大会】



平成 30 年 2 月 4 日(日)金刀比羅神社・竹友会館
神社参拝の子供達にお菓子、
一般の方にお餅を配布しました。

台東四丁目地区

【日帰りバス旅行】(中山地区長)



平成 29 年 10 月 15 日(日)城ヶ島
半潜水式の観光船に乗船し、
海中散歩を楽しみました。

佐竹地区

【お楽しみ縁日】(轟地区長)



平成 29 年 11 月 12 日(日)秋葉神社前
大勢の方が参加し、屋台等
で楽しい一日を過ごしました。

二長町地区

【秋の歩け歩け】(麻生地区長)



平成 29 年 11 月 16 日(木)高尾山
暖かな快晴の中、綺麗な紅葉
を見ながら高尾山を登りました。

長者町一丁目地区(安田地区長)

【もちつき大会】



平成 29 年 12 月 10 日(日)上野 3-5・8 町会内路上
50kg のもち米を子供達にもつい
てもらい、楽しい一日でした。

【大江戸清掃隊清掃】



平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月長者町一丁目町会内
町会以外にも多くの店舗の
方々に参加いただきました。

東上野支部

東上野支部(尾高支部長)

【第 40 回東上野地区大運動会】



平成 29 年 10 月 15 日(日)旧下谷小学校
参加者は楽しく、熱心に競
技に参加していました。

【東上野地区ボウリング大会】



平成 30 年 2 月 18 日(日)アイビーボウル向島
幅広い年齢層が参加して世代
を超えた交流が出来ました。

東上野車坂地区(もちつき大会および 東上野稲神地区

【ファミリークリスマス】(尾高地区長)



平成 29 年 12 月 23 日(土)グリーンパーク
多くの方が参加して税金クイズ
等で大変盛り上がりしました。

【AED の使い方講習会】(小竹地区長)



平成 29 年 12 月 10 日(日)天理教前庭
消防署員の協力のもと、餅つ
き、AED 講習会を行いました。

東上野宮元地区(矢口地区長)

【歳末警戒】



平成 29 年 12 月 27 日(水)～30 日(土)東上野宮元町会内
町内の防火・防災の警戒
(火の用心)を行いました。

【甘酒の会】



平成 30 年 1 月 1 日(月)下谷神社
初詣の方々に甘酒を振る舞
い、大変喜んで頂きました。

【地護稲荷初午祭】



平成 30 年 2 月 10 日(土)地護稲荷神社
参拝者にお雑煮を振る舞い、
子供にはお菓子を配りました。

東上野神吉地区

【もちつき大会】(桑原地区長)



平成 29 年 11 月 19 日(日)東上野児童遊園
子供達も餅つきを体験し、ニコ
ニコしながら食べていました。

上野支部

黒門地区

【歳末警戒】(則竹地区長)



平成 29 年 12 月 28 日(木)黒門町会会館
町会員と黒門小学校の児童と
共に町内を巡回しました。

元黒門町地区

【歳末パトロール】(土肥地区長)



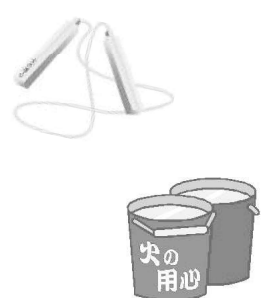
平成 29 年 12 月 27 日(水)、29 日(金)元黒門町内、仲町通り周辺
上野警察防犯課と元黒門町
内をパトロールしました。

上車坂町地区

【もちつき大会】(川崎地区長)



平成 29 年 12 月 3 日(日)上車坂町会内
天候にも恵まれ、大勢の方
に参加していただきました。



上野支部

仲御徒町中地区(関地区長)

【町内ふれあいフェスティバル】

【年末夜警】



平成 29 年 12 月 6 日(水)関マールビル1F
交通安全のパンフレットやキーホルダー等を配布しました。



平成 29 年 12 月 26 日(火)~28 日(木)関マールビル1F
寒風の中、町会員の大半の方に参加していただきました。

入谷支部

根岸二丁目地区(堀口地区長)

【日帰りの旅】

【子供もちつき大会】



平成 29 年 11 月 19 日(日)五浦温泉・安田果樹園
五浦温泉で昼食と温泉、帰りに柿狩りを楽しみました。



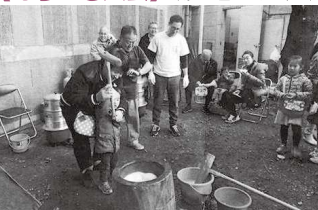
平成 29 年 12 月 10 日(日)根岸二丁目児童遊園
50kgのお餅を子供達と一緒につきました。

上根岸地区

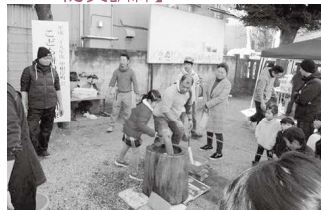
【もちつき大会】(渡邊地区長)

【子供もちつき大会・防災訓練】

中根岸地区(竹田地区長)



平成 29 年 12 月 10 日(日)元三島神社境内
大勢の方が参加し、ゲームコーナーは子供達に好評でした。



平成 29 年 12 月 3 日(日)御行の松、防災広場根岸の里
天候に恵まれ、大勢の方々に参加していただきました。

北上野二丁目地区

【フラワーアレンジメント】(上田地区長)

下谷一丁目地区

【もちつき】(小泉地区長)



平成 29 年 12 月 28 日(木)山伏会館
お正月用のお花のアレンジメントを楽しみながら学びました。



平成 29 年 12 月 17 日(日)台東区社会福祉協議会裏駐車場
晴天に恵まれ、大勢の方に参加していただきました。

谷中支部

谷中第二地区

【もちつき大会】(山本地区長)

谷中第三地区

【バスレクリエーション】(斉藤地区長)



平成 29 年 12 月 23 日(土)谷中児童遊園
就学前の子供達の参加が多く、大変賑やかな会でした。



平成 30 年 2 月 4 日(日)そなエリア東京他
防災体験学習後、カップヌードルミュージアムを見学しました。

金杉支部

金杉支部(水野支部長)

【金杉っ子まつり】

【スキー教室】



平成 29 年 10 月 29 日(日)柏葉中学校
雨で参加者は少なめでしたが、ゲーム等を楽しんでいました。



平成 30 年 2 月 23 日(金)~25 日(日)霧が峰スキー場
楽しみながらスキーを上達することが出来ました。

金杉一丁目地区(鈴木地区長)

【もちつき大会】

【歳末夜警】



平成 29 年 12 月 3 日(日)世尊寺前通り
天候にも恵まれ楽しい一日を過ごすことが出来ました。



平成 29 年 12 月 28 日(木)~30 日(日)金杉一丁目町会地域内
消防署員から救急法等を受け、町内を2~3回巡回しました。

下谷東地区(稲垣地区長)

【日帰りバスツアー】

【日帰り旅行会】



平成 29 年 10 月 4 日(水)茨城県つくば市他
ビール工場見学、メロン狩り等で楽しい交流が来ました。



平成 29 年 11 月 18 日(土)忍野八海他
富士浅間神社を参拝、忍野八海見学等を行いました。

金杉仲通地区

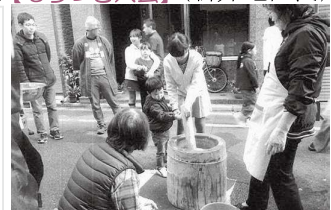
【もちつき大会】(有賀地区長)

金杉二丁目地区

【もちつき大会】(新井地区長)



平成 30 年 2 月 4 日(日)カワサン駐車場
子供達は楽しそうに餅つきを行っていました。



平成 29 年 11 月 26 日(日)金杉仲通りナカヤ横路地
若い人や子供達もたくさん集まり楽しい餅つきになりました。

竜泉三丁目泉地区

【もちつき大会】(恒次地区長)

金杉上町地区

【焼いも・クリスマス会】(水野地区長)



平成 30 年 1 月 21 日(日)泉町会館前
参加者はつくたてのお餅を美味しく食べていました。



平成 29 年 12 月 23 日(土)朝日弁財天境内
大勢の方が参加し、焼いも、ゲーム等を楽しみました。

青年部会報告

「税金ジュニアスクール」



青年部会（志賀吉典部会長）では「税金ジュニアスクール」を昨年の黒門小学校・平成小学校・大正小学校の開催に続き、1月に上野小学校・根岸小学校、金曽木小学校、谷中小学校、2月に忍岡小学校、東泉小学校で開催しました。青年部会役員の方々の働きかけにより学校関係者の協力のもと、9校での実施を無事終わることが出来ました。

上野小学校

平成30年1月18日（木）
13:35～14:20



根岸小学校

平成30年1月19日（金）
10:40～11:25



金曽木小学校

平成30年1月23日（火）
13:35～14:20



谷中小学校

平成30年1月26日（金）
10:35～11:20



忍岡小学校

平成30年2月13日（火）
10:45～11:30



東泉小学校

平成30年2月19日（月）
10:40～11:25



第5回 役員会

【とき】平成30年1月16日（火）12:30～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階

青年部会（志賀部会長）では、役員会において税金ジュニアスクール、今後の事業予定について話し合いを行いました。



▲志賀部会長



源泉部会報告

第6回研修会

「退職所得の源泉徴収事務」

【とき】平成30年2月23日（金）13:30～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階
【講師】東京上野税務署法人課税第二部門
平部祐子上席国税調査官



▲平部上席国税調査官



青年・女性部会合同 「新年賀詞交歓会」

〔と き〕 平成30年2月8日(木)
18:00～
〔と ころ〕 ホテル「パークサイド」



志賀青年部会長



中立女性部会長



〈司会〉
森重青年
副部会長

今年度も青年・女性部会合同「新年賀詞交歓会」を開催しました。美味しいお料理を頂きながらの楽しい歓談と、恒例のビンゴゲームやじゃんけん大会で大いに盛り上がり、明るい新年のスタートとなりました。



部会長賞



会長賞



特別賞

恒例のジャンケン大会は、青年・女性各部会長賞に加え、長澤会長より「会長賞」と、前会長の小林常任顧問より「特別賞」が提供され、賑やかな歓声があがる白熱した勝ち抜き戦となりました。

ビンゴゲーム



〈ビンゴ進行〉
石井青年幹事



ご希望の景品を
当てられた皆様
おめでとうございます！



今年も豪華な景品が揃い踏みです！



第4回 女性部会幹事会

【日 時】平成30年2月8日(木) 17:00～
【場 所】ホテル「パークサイド」

〈協議事項〉

1. 「平成30年度行事予定」について
2. 「女性部会全体連絡会議」について
3. 全法連「法人会全国女性フォーラム(山梨大会)」について
4. 次回幹事会について 他

女性部会(中立部会長)幹事会では、以上の内容が話し合われました。



中立女性部会長

支部だより

支部役員会議

各支部において支部役員会議が開催され、今年度の会員増強を中心に話し合われました。研修会では東京上野税務署法人課税第一部門小堀上席国税調査官に「消費税・軽減税率制度について」をお話いただきました。

竹町支部 <麻生支部長>



平成29年10月17日(火)台東地区センター

東上野支部 <尾高支部長>



平成29年10月19日(木)東上野地区センター

上野支部 <土肥支部長>



平成29年10月13日(金)伊豆栄

入谷支部 <服部支部長>



平成29年10月20日(金)宮川

金杉支部 <水野支部長>



平成29年10月24日(火)金杉区民館

谷中支部 <佐藤支部長>



平成29年10月11日(水)山ざし



▲小堀上席国税調査官

そもそも「段取り」とは何なのか

「準備」とか「段取り」という言い方がありますが、この二つは明らかに違います。

■準備……必要そうなものを揃えること

■段取り……時間と順番を正しく組み立てること

段取りとは、今風に言えばスケジューリングであり、時間と順番を充分に考慮せず片っ端から片付けているだけというのは、段取りができていないということです。

そう考えると、みなさんの周りで「準備はしているけれど、段取りができていない」という人はいないでしょうか。

そういう人は手を抜いているのではないのですが、最終的なアウトプットが遅くなったり、クオリティが下がったりして、努力相応の評価を受けにくくなります。周りもイライラしますが、本人も気の毒です。

例えば、①昨夜の残り物を温め直す、②冷蔵庫から出てきた茄子とキャベツを味噌汁にする、③今日が消費期限の魚の切り身を焼く、④ご飯はないので炊く、⑤買ってきたサラダを出す、この5つを最も効率よくこなして、最もいい状態で「いただきます」ができるように考えてみて下さい。

(1)米を計り、研いで炊飯器に仕込む、(2)魚の両面に塩を振っておく、(3)だしを沸かしている間にキャベツと茄子を切っておく、(4)魚の片面を焼く、(5)炊飯器のスイッチを入れる、(6)だしでキャベツを煮る、(7)魚を裏返す、(8)茄子を煮る、(9)味噌を入れ少し煮る、(10)魚を取り出し焼網は水につけておく、(11)味噌汁の火を止める、(12)昨夜のおかずをレンジでチンする、(13)その間に買ってきたサラダを皿に分ける、(14)炊飯器が止まっていたら熱いうちにご飯をよそって仏壇に供える、(15)自分たちのご飯をよそう、(16)同じく味噌汁をよそう、(17)いただきます、(18)お茶を淹れて残りのお湯は洗い桶に入れておく、(19)仏壇からご飯を下げる、(20)食べ終わったら食器を洗い桶につける。

これが最もムダがない流れだと思います。この(1)～(20)がひとつでもずれたら、その分余計な工程や質の低下が起こります。

「何でもキチキチに決まっていたら息が詰まる」

という人もあるかもしれませんが、最も楽になる状態はどういうことかを真剣に考え、シンプルに実行する、これが段取りということです。

段取りが良い人の特徴として、①余計な手間を真剣に嫌う、②最低限(＝最優先)がわかっている、③やり直しが無い・少ない、④復元性(再現性)が高い、⑤人を困らせない、ということが挙げられます。

①余計な手間を真剣に嫌う

サボろう、手を抜こうということではなく、どうすればしないで済むことをしないで済むか、常に考えているということです。

「ケチ」というのとも違います。掛けるべき時間と手間は、これは惜しみなく掛ける。

しかし、どうしてもいい手間、無用な手間は削ろうという発想が確立しているということが、大事です。

②最低限(＝最優先)がわかっている

その時その時で、「これだけはやっておかなければ」ということをこなし続けていけば、自然と優先順位に沿った行動になります。

今週やらなければいけないタスクが10個ある。しかし、様々な都合から7個しかできない。

では、どれから手を着け、どれだけは必ず仕上げるか。こういう判断が、段取りの基本です。

どうしてもいいこと、後でもいいことは後回しに、絶対すべきこと、後では困ることを先にする。これを徹底するのです。

③やり直しが無い・少ない

「買物しようと街まで出掛けたら、財布を忘れて」なんていうのは、傍から見れば愉快かもしれませんが、本人には手間とストレスでしかありま

段取りの 基本を押さえて ストレスフリー

ムダなイライラを削る
発想と行動

風土刷新コンサルタント
長谷川 孝幸

せん。また、お使いを頼んだ部下がそんなふうだったら、上司もたまったものではありません。

無意味な「行きつ戻りつ」が排除できるように、予め十分に準備し確認しておくのが段取りです。

④復元性（再現性）が高い

誰がやってもそうなる、いつやってもそうなるというのが、「復元性が高い」ということです。

ルールやマニュアルは、「できる人はできるけれどもそうでない人はできない」というものはいけません。それでは単なるメモであり、段取りにはなっていません。

やることをリストアップしているだけでなく、順番と所要時間が書き入れておくことが肝要です。

⑤人を困らせない

先に挙げた「食事の支度」、例えば、おかずの支度が全てできているのに、ご飯が炊けていないとなったら食べ始められないし、他のものは冷めてしまいます。

まずは、米を研いで、ご飯が炊けるようにしておかなければなりません。

逆に、「昨夜の残りを出してチンする」などというのは一番最後でなければ意味がありません。

手順が正しいということは、周りに高水準なサービスを提供でき、手順が誤っていれば周囲を困らせるということです。

どうすれば段取りはよくなるのか

では、日々どうしていけば、段取りは良くなっていくのか。

①5Sの徹底

整理・整頓・清掃・清潔・しつけの5Sを徹底することです。

整理とは「不要なものを捨てる・しまう」、整頓とは「目の前のものを整える」ということです。

こう考えると、「整理はしているけれど整頓ができていない」「整頓はしているけれど整理していない」という人がいるかもしれません。

それでは邪魔なものに囲まれてしまいます。「断捨離」まで行かなくてよいので、目の前が「一目でわかる」という状態にしておくことが有効です。

掃除をしてきれいにしておくこと、そしてそれを互いに指摘しあうこと、シンプルなことですが、5Sはやはり大事なのです。

②常に計時する

事務処理でも作業でも、商談でも移動でも、ひとつひとつの行動の時間を計り、その時間が妥当であるかどうかを検証することで、動きが速くなりムダも減減します。

タイマーで計ると、ゴールから逆算した動きになるので、自然に急ぐようになります。

ストップウォッチで計ると、進捗を追いながら時間を見るので、進み具合の良し悪しが見えてきます。

しかし、タイムキーパーが仕事ではないので、時間ばかり見ているのも实际的ではありません。少なくとも「時計を見ながら動く」ということが大事です。

③優先順位の原則に照らし合わせる

組織における優先順位の原則は、(1)人命に関わること、(2)事故・クレーム対応、(3)公的締切が近いもの（届出・入金等）、(4)外部対応（接客・電話応対等）、(5)直属上司の指示、(6)後工程が詰まっているもの、(7)自分にしかできないこと、(8)自分がすれば完結するもの、です。

このうち(1)と(2)はイレギュラーなものですから、実際には(3)以降が日常意識すべきものです。

④前倒しで動く

早目早目の行動が大事だというのは、誰もが頭で分かっていることですが、義務として考えるとなかなかできないことです。

「やり残しは心の重荷＝ストレス」であることを忘れず、心に掛かっていることから削除していくというように意識して組み立てることです。

⑤「正しい怠け者」になる

目の前にあること、表面化していることを全部こなそうとするからムリも出てきて、負担感も増大します。

「これだけはやらなければいけないが、これはどうでもいい」という仕分けを常に意識しましょう。

そして、「どうしても」のことからかたづけしていく、これで自然に正しい段取りになります。

結論

段取りのよい人は、余計なことはしないで済む。だから、常にストレスフリーである。シンプルに考え、シンプルに動こう

広報委員の興味しんしん

江戸ルネサンス

おぎょうのまつ
「初代御行の松の復活を目指して」

広報委員：竹田雅之（文）



根岸御行の松『江戸名所図会』

初代「御行の松」について

初代「御行の松」（上絵）は天保年間（1831～45）に刊行された『江戸名所図会』に記載されるほど、江戸名所の一つとして広く世に知られた大松で、大正15年には史蹟名勝天然記念物保存法により、天然記念物「名木」として内務大臣指定を賜るほどのそれは荘厳な黒松でした。

大正12年の関東大震災、続く大正14年の日暮里大火にも危うく難を逃れた奇跡の一本松でもありました。

大きなダメージを受けた日暮里大火以降、昭和に入り樹勢は徐々に衰え、残念ながら昭和3年夏頃に枯れてしまいました。

また初代「御行の松」は歌川広重の錦絵、樋口一葉の作品「琴の音」、正岡子規の俳句の題材にもなりました。

- ・薄緑 お行の松は 霞みけり
- ・青田に出でず 御行の松を 見て返る
- ・松一本 根岸の秋の 姿かな
- ・青々と 冬を根岸の 一つ松

子規

右ページの写真左は初代「御行の松」で明治35年に撮影されたものです。

初代「御行の松」は周囲4.09メートル、高さ13.63メートル、樹齢は切り株等からして4百年位と思われます。

その樹姿は写真の如く直立した上半分から大きな傘を拡げたように、四方に枝を垂らした雄姿は誠に美しく、四季折々の眺めも素晴らしく、壮麗な老松を眺める為、人々は踵を接するほどであったと言われています。

「御行の松不動尊」創建について

「御行の松不動尊」創建については以下のように古来諸説があります。

● 一説では、弘法大師、或いは康平（1058～1065）の頃の源頼義、又は源頼朝らの関わりがあるという言い伝えもあります。しかし、松の樹齢からして4百年位しかなく符合しません。

● もう一説では「出羽の国湯殿山の末寺大日坊の所在せし所なるが、常州佐竹の一族岡田左衛門なる者が、先祖の由緒ある所ゆえにて、宝暦年中（1751～64）、文覚上人の手彫りの一寸八分の不動尊を石の唐櫃（からびつ）に納めて、これを松の下に埋め、その印にして石の不動尊をおいた」のが始まり。

● さらには、「新編武蔵風土記稿（しんぺんむさしふどきこう）」（1810～1830）には、樹下の不動堂のことを「不動堂、時雨岡不動ト号ス縁起ハ御行ノ松ノ下ニ出ス福生院持」と記述があります。

そこで「新編武蔵風土記稿」より以前の文化3年（1806）に発生した文化の大火後、比丘尼の貞照がこの地の里人並びに、真言宗福生院ご住職と力合わせ、再び庵を結び不動堂を建立して、堂内へ石像を安置し、土中の石櫃（せきひつ）も掘り出して同所に埋めたのが始まり。

そして現在は、根岸にある真言宗智山派西藏院の境外不動堂となり、西藏院と御行の松不動講により護られています。

「御行の松」由来について

● 「廻国雑記」(かいこくざっき)を書いた聖護院門跡道興准后(どうこうじゅごう)が北陸・関東を一巡されての帰り道、現在の浅草から上野へ向われる途中で、ある大松にさしかかられた。するとにわかには時雨が降り出したので、道興准后は、その大松の豊かな枝の下にて雨宿りをなされました。

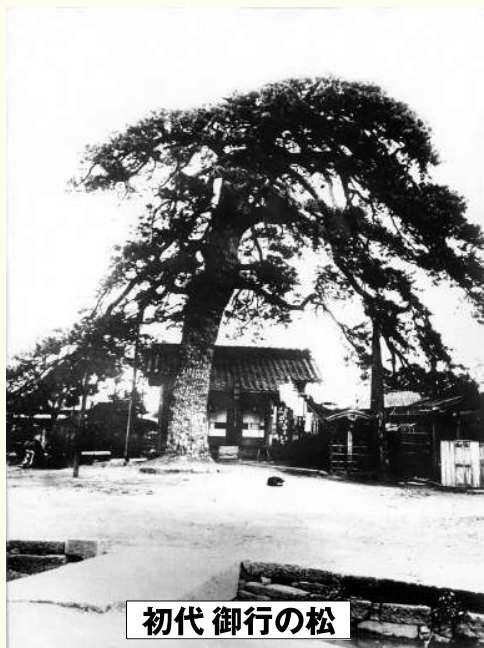
※「廻国雑記」とは文明 18 年(1486) 6 月、京都を出発し、翌年 3 月にかけて北陸・関東・奥州を遊歴した紀行文。

その時

霜ののち／あらはれにけり／時雨
をば／忍びの岡の／松もかいなし
道興准后

と詠まれたという記述があり、これが文献にあらわれた「御行の松」と思われる最古のものです。この歌から現在の根岸・東日暮里辺りを「時雨が岡」と呼ぶようになり、雨宿りされた松を「時雨の松」と呼ぶようになったと言われています。

● 「御行の松」と名付けられた一番の有力説として、御歴代の上野の輪王寺宮(りんのうじのみや)様が、御一代に一度「御加行(ごかぎょう)」、「御繞堂(ごにょうどう)」と言って百日間、毎朝、種々の御修法を行い、山内にある仏堂、神祠を巡拝する慣わしがありました。



初代 御行の松

何代目かの輪王寺宮様が、御加行のおり別邸根岸の御隠殿を通り、根岸の大松の下で休息された事が度々ありました。それを当時の里人達が、宮様の御行のお休みの松という意味で「御行の松」と称したと伝えられています。

四代目「御行の松」植樹について

「御行の松」は、台東区立根岸小学校の校歌、同じく荒川区立第三日暮里小学校の校歌に歌われているほど、地域に根ざした存在でした。

二代目松は昭和 31 年上野寛永寺様より贈与されましたが枯れてしまいました。現在の松は三代目で、40 年以上経過しましたが庭木仕立てのため、残念ながら初代大松のイメージとはかけ離れたものとなっております。

この度、旧金杉村(根岸・東日暮里)のシンボルになりえる四代目「御行の松」を植樹する事になりました。

併せて、荒川区立第三日暮里小学校の創立 100 周年記念事業で同校に四代目「御行の松」の弟松を植樹する事にもなり、台東区長が謳う江戸ルネサンスに貢献できるものと期待しております。

■なお本年 4 月 28 日、四代目「御行の松」兄弟植樹記念式典を催す予定です。



四代目御行の松(予定)

法人名のフリガナの記載・公表が始まります

法務局 商業・法人登記申請書
にフリガナ欄を追加

平成 30 年 3 月 12 日から

国税庁 法人番号公表サイト
で公表・データ提供

平成 30 年 4 月 2 日から

1. 概要

「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）の別表において、「法人が活動しやすい環境を実現するべく、法人名のフリガナ表記については、（略）登記手続の申請の際にフリガナの記載を求めるとともに、法人番号公表サイトにおけるフリガナ情報の提供を開始」することが決定されました。

これを受け、平成 30 年 3 月 12 日以降、商業・法人登記の申請を行う場合には、登記申請書に法人名のフリガナを記載していただくとともに、平成 30 年 4 月 2 日以降、フリガナ情報が法人番号公表サイトを通じて公表されることとなりますので、お知らせします。

2. 登記申請書へのフリガナの記載及び法人番号公表サイトでの公表について

【フリガナの記載について】

- ◆平成 30 年 3 月 12 日（月）以降、法務局に商業・法人登記申請書を提出する場合には、登記申請書の「商号（名称）」の上部に、法人名のフリガナを記載します。
 - ◆フリガナは、法人の種類を表す部分（「株式会社」、「一般社団法人」など）を除いて、片仮名で、スペースを空けずに詰めて記載します。
 - ◆商業・法人登記申請の機会がない場合には、フリガナに関する申出書（※）を管轄の法務局に提出して、フリガナを登録することもできます（手数料はかかりません。）。
- ※ 申出書には、法人の代表者が管轄法務局に提出している印鑑を押します。

【フリガナの公表について】

- ◆登記申請書や申出書に記載したフリガナは、法人番号公表サイトを通じて公表・データ提供されます。
- なお、法務局で法人登記をしない法人、外国法人及び人格のない社団等は、税務署に提出した届出書等に記載されているフリガナが公表等されます。
- 詳細については、法人番号公表サイトをご確認ください。

3. フリガナの記載及び公表の開始日

登記申請書へのフリガナの記載及び公表の開始日は、次のとおりです。

- ◆ 商業・法人登記申請書へのフリガナの記載開始 ➡ 平成 30 年 3 月 12 日（月）
- ◆ 法人番号公表サイトでフリガナ情報の公表 ➡ 平成 30 年 4 月 2 日（月）以降順次

登記申請に関する情報

商業・法人登記申請書の様式や記載例については、法務局ホームページをご覧ください。
「商業・法人登記の申請書様式」 houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html
登記申請手続については、管轄の法務局にお問い合わせください。
「管轄のご案内」 houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html

法人番号に関する情報

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表され、マイナンバーとは異なり、利用範囲の制約がなく、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

法人番号公表サイト  www.houjin-bangou.nta.go.jp

平成31年
1月から

e-Taxの利用手続きがより便利になります

マイナンバーカード方式

《用意するものは、次の2つ!》 ① マイナンバーカード ② ICカードリーダライタ

マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告できます。
既にe-TaxのID(利用者識別番号)を取得している方もe-TaxのID・パスワード(暗証番号)が不要になります。

ID・パスワード方式

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方は…

《用意するものは、次の2つ!》 ID・パスワード方式に対応した
① ID(利用者識別番号) ② パスワード(暗証番号)

税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されたIDとパスワードだけでe-Taxで申告できます。
IDとパスワードの発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類※をご持参のうえ平成30年4月以降に所轄の税務署にお越しください。

※運転免許証のほか、マイナンバーカードや公的医療保険の被保険者証などがご利用できます

※マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です

＜ID・パスワード方式の利用に当たっての注意点＞

- 既にe-TaxのID・パスワードをお持ちの方も、税務署で職員と対面による本人確認を受ける必要があります(本人確認を受けていないID・パスワードでは今回のID・パスワード方式をご利用できません)
- ID・パスワード方式によるe-Taxでの申告は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます
- ID・パスワード方式によってe-Taxで申告した場合には、メッセージボックスに保管されている受信通知(e-Taxでの申告履歴)や税務署からのお知らせなどを確認することができません(平成31年1月から受信通知等の確認には、マイナンバーカード及びICカードリーダライタが必要となります)
- ID・パスワードは重要なものですので、適切な管理をお願いします
※ID・パスワードを再発行する場合は、改めて税務署で職員と対面による本人確認を行う必要があります

平成31年1月以降も、引き続き、従来の方式でもe-Taxによる申告書の送信ができます。

平成30年度国税専門官募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

- ◆受験資格◆
- 1 昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者
 - 2 平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆申込手続◆

申込方法	インターネット申込み 人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。 [http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html]
受付期間	平成30年3月30日(金)9時～平成30年4月11日(水)[受信有効]
受験案内交付期間	平成30年2月1日(木)～平成30年4月11日(水) 9時～17時(土・日曜日及び祝日を除く。)
受験案内交付場所	東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所) (注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。 [http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]

- ◆試験日◆ 第1次試験 平成30年6月10日(日)
第2次試験 平成30年7月11日(水)～平成30年7月19日(木)のうち指定された日時

(注) 詳細については、お気軽に東京上野税務署総務課(Tel 03-3821-9001 内線312)までお尋ねください。

表紙 <<上野動物園 ジャイアントパンダ シャンシャン>> (公財)東京動物園協会提供

■平成30年3月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

公益社団法人
上野法人会 講演会

参加費無料

どなたでもご参加いただけます



上野動物園・前園長が語る動物園のあれこれ

動物園の役割と楽しみ方



日本パンダ保護協会 会長
首都大学東京 客員教授

ど い と し み つ

土居利光氏



写真上野動物園 HP より

公益社団法人 上野法人会 第7回 通常総会

平成30年 6月12日 (火)

総会 17:30 ~

懇談会 18:30 ~ (懇談会費 5,000円)

東天紅 上野本店 3F「鳳凰の間」

台東区池之端 1-4-1 TEL 3828-5111

会員の皆様には別途往復はがきにてご案内いたします

【と き】平成30年 6月12日 (火)

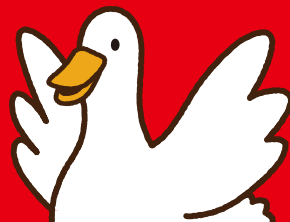
16:00 ~ 17:20

【と ころ】東天紅
上野本店 3F「鳳凰の間」

台東区池之端 1-4-1 TEL 3828-5111

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



病気やケガで働けなくなったとき、60歳まで
月々の収入をサポートします

*保険期間が、60歳満期の場合。
65歳満期もあります。

特長
1

病気・ケガで
働けない場合を保障

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます

特長
2

入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合も保障

特長
3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

◎就労困難状態に該当している場合。

◎就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入できます

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

東京第三支社 〒160-0023 新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 17F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0054-1802007 8月4日